

フリーランス向け

弁護士費用保険

フリーガル

報酬
未払い一方的な
減額支払い
遅延

NEW!

創作物の
無断転用模倣による
商業活動消費税
転嫁拒否

フリーランスの方が、以下のような法的トラブルにあった場合に、円満な解決をサポートするプランです。

- ①報酬未払等の法的トラブル（以下「報酬トラブル」といいます。）
- ②知的財産権の侵害を受けたトラブル（以下「知的財産権被侵害トラブル」といいます。）



まずは、電話で相談



弁護士をご紹介



保険金をお支払い

こんなトラブルはありませんか？

- 請求書を出しても発注者が報酬の支払いに応じてくれない。
- 成果物に対して意図的に完成を認めず、途中で契約が解除される。
- 請求書を送ったものの、支払期日までに報酬が支払われない。
- 請求金額に比べて、不当に低い金額にて報酬が支払われる。
- 追加発注を受けた成果物に対して、報酬を支払ってもらえない。
- 消費税分の上乗せが認められず、税込扱いにさせられた。

NEW 正当な権利を有するコンテンツがSNS上で無断で転用、盗用されているのを発見した。まずは
「コンシェル」に
ご連絡ください。電話オペレーターと弁護士が
常駐する相談窓口です。

詳しくは裏面へ

※知的財産権被侵害トラブルは対応フローが異なるため、フリーランス協会ホームページをご確認ください。

お支払いする保険金

弁護士費用

相談料、着手金、報酬金、手数料、
訴訟費用、その他弁護士が委任事務
処理を行ううえで必要な費用

年間保険料・補償内容

【自動付帯】※申込不要 補償対象期間1年、自動更新

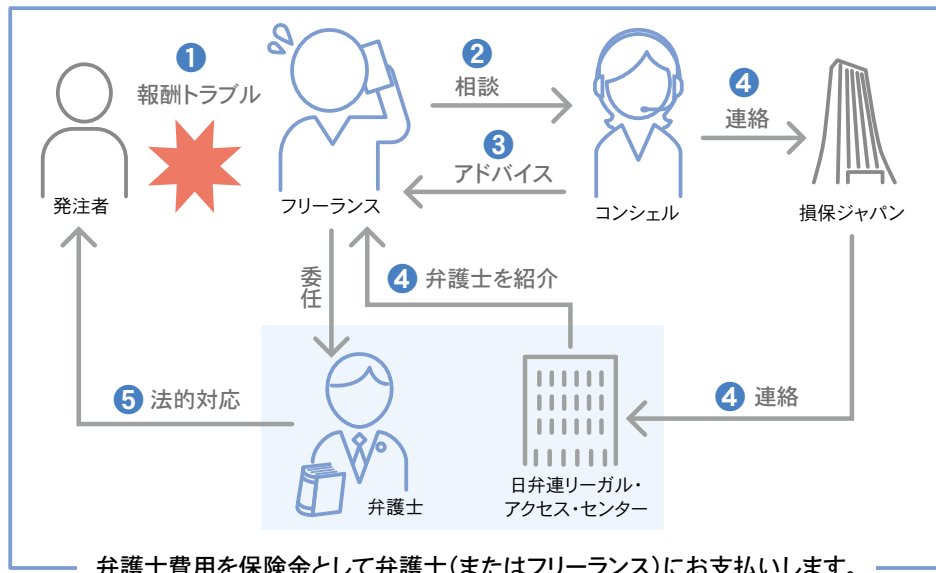
年間保険料	保険金額	自己負担額
0円	70万円 (1事故・保険期間中)	0円【※注1】

【※注1】 知的財産権被侵害トラブルの際には、保険金の10%が自己負担となります。

加入手続き

自動付帯となりますので
手続きは不要です。新規ご入会の方は一般会員承認日から無料
電話相談などが利用できます。ただし、承認日の60日以内の契約トラブル
は補償対象外です。(例：9月15日加入承認
の方は、11月14日以降のトラブルが対象と
なります。)

もし、報酬未払いのトラブルが発生したら…



- ① フリーランスと発注の間で報酬トラブルが発生
- ② フリーランスがコンシェルに電話で相談を実施
- ③ コンシェルよりフリーランスにアドバイスを実施
- ④ コンシェルにて弁護士が対応したほうがよいと判断した場合、コンシェルから損保ジャパンに連絡を行い、損保ジャパンより日弁連リーガル・アクセス・センターを通じて、フリーランスに弁護士の紹介を行う
- ⑤ 弁護士がフリーランスに代わって、発注者に対し法的対応を実施

ご注意 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、相談窓口(コンシェル)に相談があったうえで、損保ジャパンが承認した事案に関する費用のみが対象となります。なお、報酬金額・支払期日・成果物の要件等が客観的に確認できる資料が必要です。

コンシェルについて

- コンシェル常駐の弁護士からは一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。(個別具体的に法的な助言は行いません。)
- コンシェル常駐の弁護士との1回の相談時間の目安は15分とさせていただきます。
- 受付時間は平日の午前10時から午後6時まで(年末年始は休業)



トラブル発生時に限らずご連絡ください!

業務締結時などにも一般的な法律上のアドバイスをさせていただきます。

もし、知的財産権被侵害のトラブルが発生したら…

本保険制度は、一般的に開設されている相談窓口等で弁護士に事前相談を行った上で、実際に弁護士を立てた対応が必要と判断された方にご利用いただくことを前提としています。

事前相談の結果、弁護士を立てた対応をご希望の方は、マイページの事故受付フォームよりご連絡ください。フォームでの申請受付後、担当者より連絡申し上げます。

事前相談窓口としては、当協会のベネフィットプラン(法律相談)のほか、下記のような公共サービスもあります。

- ・あらゆる職種のフリーランス向け：第二東京弁護士会「フリーランス・トラブル110番」

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>

- ・クリエイターやアーティスト向け：文化庁「文化芸術種別に関する相談窓口」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

注意

- ・法人化していて複数名が業務に携わっている場合には、制度を活用するためには携わっている方全員がフリーランス協会の一般会員となる必要があります。
- ・加入承認日の60日以内の契約トラブルは補償対象外です。(例：9月15日加入承認の方は、11月14日以降のトラブルが対象となります。) ※現在フリーランス加入中の方はこの限りではありません。
- ・補償開始前に係争中の方との新たなトラブルは補償対象外となります。
- ・お知り合いの弁護士へ委任いただくことも可能です。ただし、事前に損保ジャパンが承諾した場合にかぎり。なお、日当および顧問弁護士の顧問料は保険金支払いの対象外となるのでご注意ください。

(この案内は概要を記載したものです。詳細はフリーランス協会ホームページをご参照ください。)

- 弁護士費用保険「フリーガル」は、①費用・利益保険に争訟対応費用保険特約および各種特約をセットしたもの②知的財産権訴訟費用保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

- この保険は、フリーランス協会を契約者とする契約です。

- 本保険についてのお問い合わせは取扱代理店欄に記載のお問い合わせフォームからお問い合わせください。

【お問い合わせ先】取扱代理店

一般社団法人プロフェッショナル&
パラレルキャリア・フリーランス協会

〒104-0031 東京都中央区京橋2-13-10 京橋MIDビル4階

お問い合わせフォーム：<https://www.freelance-jp.org/inquiries/insurance>



引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
北東京支店 法人支社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル (6F)
TEL:03-3349-8063 FAX:03-3349-8059